

部課名

県土整備部 建築住宅課

件名

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について

- 本日、山梨県が所管する区域の「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果について、耐震改修促進法に基づき、次のとおり公表したのでお知らせします。
 なお、甲府市の区域については、所管行政庁である甲府市から公表されます。
- 昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された病院、物販店、ホテル等の一定規模以上の大規模建築物について、耐震診断結果を精査したところすべての建築物について、倒壊する危険性が低いことを確認しました。

<概要(甲府市除く)>

公共・民間の別	用途	公表施設数	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性		
			I 高い	II ある	III 低い
公 共	集会場	3	0	0	3
	病院	1	0	0	1
	学校	12	0	0	12
民 間	病院	1	0	0	1
	物販店	2	0	0	2
	ホテル	1	0	0	1
	工場(貯蔵場)	1	0	0	1
合 計		21	0	0	21

- <公表方法>
- ・ 建築住宅課ホームページにリストを掲載
 - ・ 県民情報センター（県庁別館2階）でリストを閲覧

<経緯等>

- ・ 平成25年5月に「耐震改修促進法」が改正され、一定規模以上の大規模建築物の耐震診断の実施・報告が義務化
 （報告期限：平成27年12月31日）
- ・ 報告期限までに、すべての対象建築物の所有者から報告があり、これまで内容の精査や現地確認など公表に向けた準備作業を実施

<問い合わせ先 : 建築住宅課 内線7600 渡井>

参 考

【 趣 旨 】

耐震改修促進法が改正され、旧耐震基準で建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震化を促進するための規制が強化された。(平成25年5月29日改正)

【 改正内容 】

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、昭和56年5月以前に建築された大規模な建築物について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

(1) 対象建築物

① 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ・病院、物販店、ホテル等：階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ・老人ホーム等：階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所：階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

③ 一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

(2) 耐震診断結果の報告期限 平成27年12月31日

【これまでの取り組み内容】

平成25年度	耐震改修促進法改正
平成26年度	対象建築物の抽出(現地調査など)、対象建築物所有者へ通知
平成27年度	対象建築物所有者へ督促、報告書の精査、所有者との協議、現地調査
平成28年度	報告書の精査(構造審査等)、所有者との協議、現地確認、公表準備

【所管行政庁】

建築主事を置く市町村長又は都道府県知事

【耐震改修促進法第9条 抜粋】

所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。(附則第3条による読替え規定あり)